

# 報告（１）

## 令和３年第２回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

### １ 会期

令和３年６月３日(木)から６月２２日(火)まで ２０日間

### ２ 本会議の状況

#### (１) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	一般質問
発言通告（全体）	３会派（６会派）	５議員（１５議員）

#### (２) 質問及び答弁内容 １５項目 １８件

区分	質問内容
学校教育部門 （７項目 ７件）	いじめ問題について※（１件） コミュニティ・スクールについて※（１件） 特別支援教育について※（１件） ＩＣＴ教育について※（１件） 学校トイレへの生理用品の設置について※（１件） マスク着用について（１件） 学校部活動について（１件）
社会教育部門 （２項目 ２件）	図書館について※（１件） 偕楽園の保存・活用について（１件）
子育て支援部門 （１項目 １件）	認定こども園について（１件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

<b>代表質問</b>	
質問者：公明党水戸市議会 黒木 勇	答弁者：教育長
1 教育行政について	
(1) いじめ問題の対策強化のため、市長部局に対策専門部署を設置し、行政的アプローチについて	
質問内容：いじめ問題について	担当課：教育研究課
<b>【質問要旨】</b> いじめ問題に対して、教育的アプローチの限界は、学校現場が教育的指導を続ければ続けるほど、いじめ問題への対応が遅れ深刻化する可能性があることを認識している。いじめ問題の対策強化のために、市長部局に対策専門部署を設置し、行政的アプローチを実施すべきと考えるが、見解を伺いたい。	
<b>【答弁要旨】</b> 黒木議員の代表質問のうち、いじめ問題の対策強化についてお答えいたします。 本市におきましては、「水戸市教育施策大綱」の基本目標の1つに「いのちや人権を大切にする教育」を掲げ、「ふれあいプラン」として、いじめの未然防止や解決に向けて全力で取り組んでいるところです。 <b>本市のいじめ問題への対応につきましては、国の「いじめ防止対策推進法」の制定を受け、平成26年4月に「水戸市いじめ防止基本方針」を策定し、全ての児童生徒が心豊かで安心、安全な生活を送ることができるよう、取組を推進しているところです。</b> <b>各学校においては、本市の基本方針をもとに、それぞれの学校の実態に合わせて、基本方針を策定し、いじめ問題の対応に取り組んでおります。</b> いじめの行為を確認した場合は、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一に考え、心のケアに努めるとともに、いじめの加害者に対しては、いじめをやめさせる指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援しております。 本市のいじめの認知件数につきましては、各学校がいじめに真摯に向き合い、丁寧に調査した結果と考えており、令和元年度は3,198件、令和2年度は2,558件でございました。令和元年度のいじめの解消につきましては、継続して支援を行い、令和3年3月末において全て解消しております。 <b>総合教育研究所においては、いじめの状況に応じて、初期対応の段階から指導主事やいじめ相談員等で構成される「いじめ対応専門班」が学校を訪問して指導、助言を行うとともに、その後の対応につきましても、定期的な学校訪問を通して、いじめの再発防止と児童生徒の見守りを継続しております。</b> また、「いじめ・青少年相談ダイヤル」を設置し、直接、児童生徒や保護者からの相談も受け付けております。SNSを利用した相談につきましては、県が実施している、LINEによる「いばらき子どもSNS相談」をいつでも活用できるよう周知を図っております。 さらに、近年増加しているSNSを使ったいじめにつきましては、令和元年度からITジャーナリストを講師とした「SNSによるいじめ」に関する講演会を、市内全中学校の生徒や保護者を対象に実施しており、いじめの未然防止に努めております。	

「いじめの重大事態」と判断される、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合については、法に基づき、市長に報告することになっております。さらに本市におきましては、いじめの重大事態ではなくとも、解決に時間がかかるなど深刻ないじめが発生した場合は、初期段階から市長に随時報告するとともに、警察等の関係機関と連携し、解決に向けた取組を行っております。

いじめ問題への対応は、早期発見、早期対応が重要であり、学校と教育委員会との連携が不可欠であることから、学校が報告すべき案件としての判断を迷うことがないように、昨年度、学校からの連絡体制について具体的な事例を提示し、改めて確認したところです。

近年、いじめ問題が複雑化し、法的な知識を必要とする案件が増加する傾向にあります。そのため本市では、本年度から、学校長が直接、弁護士に相談できる弁護士相談事業を開始いたしました。いじめに起因する保護者間のトラブルに対し、早期の段階で弁護士に直接相談したことで、法的な視点をもって問題を解決できた事例もございます。

議員御提案の、市長部局にいじめ問題の対策専門部署を設置し、行政的アプローチを実施することにつきましては、既に導入している寝屋川市の取組について検証してまいります。

今後も、児童生徒一人一人をきめ細やかに観察し、児童生徒の心に寄り添った対応を心がけ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

**代表質問**

質問者：魁，水戸 後藤 通子

答弁者：教育長

**1 教育行政について****(1) コミュニティ・スクールについて**

質問内容：コミュニティ・スクールについて

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

令和元年度の導入から3年目となるが、本市における現状の取組事例や問題点、本市が掲げる今後の展望について伺いたい。

また、コミュニティ・スクールで子どもの意見を少しでも聴くことができれば、より良い学校づくりに生かすことができると考えるが本市の考えを伺いたい。

**【答弁要旨】**

後藤議員の代表質問のうち、教育行政についてお答えいたします。

はじめに、コミュニティ・スクールについてでございますが、**本市では、平成31年4月から、地域とともにある特色ある学校づくりを目指し、学校と地域が協働していく仕組として制度化された「学校運営協議会制度」、いわゆる「コミュニティ・スクール」を市内全校において、県内でいち早く導入いたしました。**現時点では、県内の8つの市町村において導入されております。

これにより、学校と保護者、地域住民が、学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンのもと、一体となって児童生徒の育成を図るとともに、学校と家庭、地域が連携し、特色ある学校づくりに努めております。緑岡、飯富、双葉台、石川、千波は、小中学校で一つのコミュニティ・スクールを設置しており、それ以外の小中学校は各学校においてコミュニティ・スクールを設置しております。**現在、市内に43のコミュニティ・スクールがあり、学校長の推薦により、約470名の学校運営協議会委員を委嘱し、参画をいただいております。**

これまでの具体的な取組といたしましては、令和元年度及び2年度の本市の研究指定校として、緑岡中学校区において研究を行っており、学校運営協議会の協議を経て、運動会当日の大型商業施設への違反駐車防止、下校指導が手薄になる時間帯における交通事故防止策として、地域住民による見守りなどを実施しております。

また、渡里小、堀原小、第五中学校の連携のもと、令和3年度及び4年度の研究指定校として、第五中学校区においては、「地域でどのような子供たちを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民と共有し、『学校運営協議会』の連携・協働体制を構築する」ことを重点として調査研究に取り組んでおります。

さらに、8月に実施する本市の初任者研修講座に、第五中学校区の学校運営協議会委員の参加をいただき、「保護者代表との市民目線に立った意見交換」を実施するなどの取組を行う予定でございます。

これらの取組を広く発信することで、各コミュニティ・スクールの活動の推進に結び付け、地域とともにある学校づくりに寄与してまいりたいと考えております。

より良い学校づくりに児童生徒の意見を取り入れていくことは、大変重要であると考えております。今後におきましては、児童生徒の意見や願い、学習の成果として発信されたアイデア等を学校運営協議会の協議のテーマとして取り上げるなど、未来を担う児童生徒の健やかな成長のために、学校、保護者、地域が一体となって情報を共有し、互いに顔が見える信頼関係のもと、より一層実効性のある取組の推進に努めてまいります。

## (2) 特別支援教育の現状について

質問内容：特別支援教育について

担当課：教育研究課

### 【質問要旨】

特別な配慮を必要とする児童生徒の増加に伴い、特別支援学級の教員のみではなく、他の教員もその対応に当たらなければならないなど、通常の学級にも影響が出ていると聞いているが、特別支援教育の現状について伺いたい。

### 【答弁要旨】

特別支援教育の現状について、お答えいたします。

特別支援教育は、特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであり、全ての教員が特別支援教育について理解を深め、対応できることが大変重要であると認識しております。

まず、特別な支援が必要な児童生徒の現状でございますが、本市では、その障害等の特性に応じて、特別の指導を受けることができる特別支援学級や通級指導教室を設置し、個別の教育的ニーズに応じた支援を行っております。

令和3年度は、知的障害特別支援学級が61学級、自閉症・情緒障害特別支援学級が81学級、合計142学級設置しており、5年間で37学級増加しております。また、特別支援学級在籍の児童生徒数は、5年間で225名増加し、現在は724名が在籍しております。

次に、本市の特別支援教育の課題としましては、特別な支援が必要な児童生徒数の増加や様々な障害等の特性への対応、教員の資質向上がございました。

そのため、本市では、特別な支援が必要な児童生徒に、教室を移動する際の介助や学習に集中できるよう声かけなどを行う特別支援教育支援員を配置しております。この5年間で約90名の増員を図り、現在は、小中学校に合わせて約180名を配置しております。

また、様々な障害等の特性に対応するため、通級指導教室を設置し、個別の支援を行っております。本市におきましては、昨年度、笠原小学校に心の安定を図るための情緒障害通級指導教室を、今年度は、浜田小学校に発達性読み書き障害を含む学習障害への支援としてLD/ADHD通級指導教室を開設し、現在、言語障害通級指導教室を小学校2校、情緒障害通級指導教室を小学校3校、中学校1校、LD/ADHD通級指導教室を小学校1校に設置しております。普通学級に在籍しながら、通級指導教室で支援を受けることで、自信が付き、普通学級でも落ち着いて学習に取り組めるようになった児童生徒もみられます。

さらに、本市においては、中核市として教職員研修を市独自で実施しておりますが、特別支援教育につきましては、特別支援学級担任の研修はもとより、初任者研修、教員6年目、12年目の

中堅教諭を対象に、特別な支援が必要な児童生徒への理解を深め、支援の仕方などについて研修を実施し、教員全体の資質向上を図っております。

今後も、教員一人一人が特別支援教育に対する理解を深めるとともに、指導力の向上を図り、特別な支援が必要な児童生徒だけでなく、全ての児童生徒の教育の充実に努めてまいります。

### (3) 南部地区について

#### ア 図書館について

質問内容：図書館について

担当課：中央図書館

#### 【質問要旨】

人口が急増する笠原地区をはじめとした南部地区では、多くの方が図書館整備を要望している。そこで、既存の公共施設を活用することも含めて、図書館整備を求めるが、市の見解を伺いたい。

#### 【答弁要旨】

南部地区に関する御質問のうち、図書館についてお答えいたします。

笠原地区をはじめとした南部地区は、本市の中でも人口が集積した地域であり、また、今後の人口増加も見込まれる地域でございます。

現在、本市の図書館サービスにつきましては、第6次総合計画及び第3次図書館基本計画に基づき、市内を6つのサービス圏に分け、中央図書館をはじめとする6館が、それぞれの地域性を踏まえた特色ある運営を行っております。

**笠原地区を含めた南部地区は、主に東部図書館のサービス圏域と位置付けておりますが、東部図書館は吉田地区にあるため、地域の方々から、より身近な場所に図書館がほしいとの声もいただいているところでございます。**

議員御指摘の人口が急増する南部地区における新たな図書館整備につきましては、次期総合計画及び第4次図書館基本計画を策定する中で、サービス圏域の見直しや図書館の適正配置という観点も踏まえながら、整備の可能性について検討してまいります。

今後とも、市民の皆様が生涯にわたり、自ら学び、考えるために必要とする資料や情報を提供する拠点として、その役割を果たせるよう、幅広い市民各層のニーズの把握や利用促進に努めてまいります。

**代表質問**

質問者：フォーラム水戸 佐藤 昭雄

答弁者：教育長

**1 教育行政について****(1) G I G Aスクール構想における学びの充実について**

質問内容：ICT教育について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

ハード面の環境整備状況と、学校のインターネット接続の安定性や家庭にインターネット環境がない児童生徒への対策といった課題について伺いたい。

また、整備された端末の授業での活用、端末の活用に係る教員の負担軽減のサポート、著作権の取扱いについて伺いたい。

**【答弁要旨】**

佐藤議員の代表質問のうち、G I G Aスクール構想における学びの充実について、お答えいたします。

はじめに、ハード面の環境整備状況につきましては、4月末までに、全ての学校において、児童生徒1人1台のタブレット端末をはじめ、充電保管庫、高速大容量の校内通信ネットワークの整備が完了しており、現在は教員を対象とした基本研修を経て、授業での活用を開始しております。

また、65インチの大型提示装置の整備につきましては、1学期中に全ての普通教室に設置が完了する見込みとなっております。

今回の整備では、端末台数の大幅な増加に対応するため、これまで、総合教育研究所のセンターサーバを経由するものとしていたインターネット接続方式を見直し、各学校から直接インターネットに接続できるようにするとともに、高速大容量の通信回線へ変更し、児童生徒が同時に接続した場合でも、安定的なインターネット接続環境を実現するとともに、外部からのサイバー攻撃やウィルス対策、有害サイトへの接続回避などの対策を講じております。

家庭にインターネット環境がない児童生徒に対する支援につきましては、対象家庭へ貸し出すためのモバイルルータ2,000台を整備しております。

次に、タブレット端末の授業での活用についてですが、全ての教科で活用するものとし、カメラによる記録やインターネット検索による調べ学習、デジタルドリルによる個別学習など、各学校において、様々な活用を図っているところでございます。端末及びデジタル教材などのソフトウェアの導入により、多様な学びが実施できる一方、教員の負担軽減も必要であると考えており、ICT支援員による授業支援や、学校からの個別の問い合わせに対応するヘルプデスクの設置も行っております。

次に、授業における著作権の取扱いについてお答えいたします。

G I G Aスクール構想に基づく整備が完了したことで、インターネット上で文章や画像などの著作物を取り扱う機会が多くなると考えております。インターネット上で、著作物を利用する場合、本来、著作権者の個別の許諾等が必要となりますが、一定の補償金を支払うことで、無許諾で著作物を使用することができる「授業目的公衆送信補償金制度」を活用し、対応することとい

**たしました。**補償金の金額につきましては、小学生1人当たり年額132円、中学生1人当たり年額198円とされており、今年度につきましては、当初予算に約300万円を計上しております。

また、**昨年度、特定非営利活動法人「日本デジタル・アーキビスト資格認定機構」の講師による、インターネット上での著作権の取扱いに関する研修を県内でもいち早く取り入れ、教員の著作権に関する知識の向上を図ったところでございます。**

今後におきましては、児童生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成に努め、ソサイエティ5.0時代に活躍できる人材の育成を目指してまいります。

**一般質問**

質問者：立憲みと 萩谷 慎一

答弁者：教育部長

**1 借楽園の改修工事の在り方について**

**(1) 今後の保存活用に向けた本市の考え方について**

質問内容：借楽園の保存・活用について

担当課：歴史文化財課

**【質問要旨】**

今回の借楽園の改修工事においては、石張りの意匠になるなど、開設当時の姿が変わるのではという声が届いている。

今後も借楽園で改修等による大がかりな活用事業が推進されることが考えられるが、世界遺産を目指す借楽園の保存と活用についてのあるべき姿について、市の考え方を伺いたい

**【答弁要旨】**

萩谷議員の一般質問のうち、今後の借楽園の保存活用に向けた本市の考え方についてお答えいたします。

借楽園は、天保13年（1842年）に水戸藩第9代藩主・徳川斉昭公が開設した国指定の史跡・名勝であり、市民の憩いの空間として、また、本市の重要な観光拠点として活用されております。

文化財の保存と活用に関する考え方につきましては、文化庁の指針において、「保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである」とされております。

**本市では、こうした国の考え方を踏まえ、借楽園をはじめとする文化財を後世に伝えるとともに、その魅力を向上させるため、平成29年度に「市文化財保護・保存・活用基本計画（第2次）」を策定し、大手門や二の丸角櫓などの、水戸城歴史的建造物の復元をはじめ、市地域文化財制度を創設し、河和田城跡や保和苑を認定するなど、文化財の保護、保存、活用に係る施策を総合的に推進しているところでございます。**

また、弘道館と借楽園を一对の教育遺産として捉え、世界遺産登録を目指す取組を推進するとともに、平成27年度には日本遺産「近世日本の教育遺産群」の認定を得るなど、庭園としての歴史的価値はもとより、教育遺産という歴史的価値にも着目し、借楽園の魅力向上に努めてまいりました。

今般、管理者である県が事業主体となる借楽園改修のような、国指定文化財の現状変更を伴う事業は、国に許認可権限がありますが、市は、事業に対して意見を述べることでござります。そのため、本市では、借楽園の改修工事にあたり、園内施設や地下遺構などに影響を与えない工法等を採用することや、石張りが本来の意匠でないことを表記する看板の設置などについて意見書としてまとめ、国に進達するなどの取組を行っております。

今後におきましても、管理者である茨城県と協議を進めながら、世界遺産登録を目指すにふさわしい文化財である借楽園を次世代へと継承するため、保護、保存、活用に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：立憲みと 滑川 友理

答弁者：教育部長

**1 コロナ禍支援について**

**(1) 「生理の貧困」みとちゃん・ミモザ・プロジェクトについて**

**ア 学校トイレへの設置や一部学校への試験的導入は。**

質問内容：学校トイレへの生理用品の設置について

担当課：学校保健給食課

**【質問要旨】**

学校における「生理の貧困」への取組として、本市では生理用品を保健室に常備し、必要な児童生徒に配布しているが、突然生理がきてしまった場合などにすぐに必要であること、多感な時期に保健室に行くことをためらう児童生徒も多いことを踏まえると、トイレに常備することが重要と考えられる。学校のトイレへの設置については盗難や衛生管理などの課題について整理する必要があるが、まずは試験的に一部の学校で取り組むことについて見解を伺いたい。

**【答弁要旨】**

滑川議員の一般質問のうち、生理用品の学校トイレへの設置についてお答えいたします。

長引くコロナ禍において、経済的な事情で生理用品を購入できないなどの「生理の貧困」が社会問題となっております。

本市におきましては、市長から指示を受け、経済的な理由等により、生理用品を購入することが困難な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いち早く約 70,000 枚の追加配備を行ったところでございます。また、「みとちゃん・ミモザ・プロジェクト」を通して寄贈された生理用品の一部につきましても、あわせて学校へ送付し、各学校において活用を図っております。

さらに、必要としている児童生徒に、この取組が直接伝わるよう、「保健だより」による周知に加え、全ての女子トイレの個室に、保健室での配布についての案内を掲示するなどの取組を行っております。

議員御提案の生理用品のトイレへの常設につきましては、急に必要になった場合など、大変有用であると認識しておりますが、小中学校 48 校に約 1,500 の女子トイレ個室があることや、設置方法、管理面での課題がございます。そのため、追加配備した生理用品の活用状況を検証するとともに、一部の学校への試験的導入について検討してまいります。

今後につきましても、養護教諭をはじめとする教職員と児童生徒の信頼関係をより深め、困っている児童生徒が躊躇なく活用でき、安心して学校生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。

**一般質問**

質問者：公明党水戸市議会 森 正慶

答弁者：教育部長

**1 教育行政について**

**(1) 小中学生のマスク着用に関する対応について**

質問内容：マスク着用について

担当課：学校保健給食課

**【質問要旨】**

コロナ禍において、学校生活の中でのマスク着用を推奨されているが、病気等の理由によりマスクを着用できない児童生徒がいる。また、今後、気温が上昇し、熱中症の危険性が高まる中で、学校生活でそれぞれの場面におけるマスク着用の方針について徹底し、児童生徒へ周知するべきと考えるが、見解を伺いたい。

また、新しい生活様式でマスク着用が推奨されている中で、病気や障害等の理由によりマスクを着用することが困難な方に対して、社会全体の理解が必要とことから、自治体がマスクを着用できない旨を意思表示するバッジやカードを作成し、配布する取組がある。学校においても、同様の取組を推進すべきと考えるが、見解を伺いたい。

**【答弁要旨】**

森議員の一般質問のうち、小中学生のマスク着用に関する対応についてお答えいたします。

国が策定した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」では、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用することを基本としておりますが、部活動や体育の授業では、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないとされております。

また、登下校時も含め、気温、湿度や暑さ指数が高い中では、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを外すこととされております。

マスクの着用については、因果関係は明らかになっておりませんが、大阪府高槻市の小学校において、持久走後に児童が死亡するという大変痛ましい事故が発生したことから、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもや、周囲を気にしてマスクを外すことをためらう子どももおりますので、学校に対して、国のマニュアルを遵守し、特に、気温、湿度や暑さ指数が高い日には、マスクを外すことを児童生徒へ積極的に指導するよう、改めて通知を行い、周知徹底を図ったところでございます。

次に、皮膚や呼吸器の病気、発達障害などにより、マスクを着用できない児童生徒への対応についてですが、マスクを着用していないことを理由に、周囲から誤解されたり、心ない批判を受けることのないよう、各学校においては、学級活動や道徳の授業等の中で、外見では分からない障害や病気により、マスクを着用できない人がいることや、思いやりの気持ちをもって行動することの大切さなどについて指導しております。

なお、議員御提案のマスクを着用できない旨を表示したバッジ、シール等の意思表示ツールにつきましては、マスクを着用していない事情を理解できる有効な取組であると考えており、学校と連携し、児童生徒や保護者の意向に沿った活用を図ってまいります。

今後につきましても、全ての児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、一人一人に配慮した適切な感染症対策の徹底に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：自由民主党水戸 小泉 康二

答弁者：教育部長

**1 教育行政について**

**(1) 本市中学校における部活動について**

**ア 本年度より双葉台中学校にて実践研究が開始された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」について**

**イ 飯富中・国田義務教育学校における拠点校部活動の進捗について**

質問内容：学校部活動について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることが示された。本年度、「地域運動部活動推進事業」の実践研究モデル校である双葉台中学校の取組について伺いたい。

また、減少する部員数や子どもの選択肢を確保する取組として、飯富中学校と国田義務教育学校が拠点校部活動を実施すると聞いた。その進捗状況を伺いたい。

**【答弁要旨】**

小泉議員の一般質問のうち、本市中学校における部活動についてお答えいたします。

はじめに、本年度から双葉台中学校において実践研究が開始された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」についてお答えいたします。

国は、令和2年9月に、生徒にとって望ましい部活動環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、具体的な方策やスケジュール等の方針を示しました。

この方針には、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行が示されており、県内では、つくば市の中学校と本市の双葉台中学校の2校がモデル校に指定され、実践研究をスタートしたところでございます。

双葉台中学校の男子バスケットボール部など5つの部活動においては、NPO法人から専門的な指導者が派遣され、土日のいずれかの日に3時間程度の活動を行っており、双葉台中学校後援会からも御支援をいただきながら、運営をしております。

今後におきましては、生徒にとって望ましい部活動環境の構築のため、地域人材や運営団体の確保及び費用負担の在り方などについて、研究してまいりたいと考えております。

次に、飯富中学校・国田義務教育学校における拠点校部活動の進捗についてお答えいたします。

拠点校部活動は、少子化の影響による部員の減少等に対応するため、生徒が希望する種目の部活動に参加できるように拠点校を定め、他校の部活動への参加を認める取組でございます。

本市では、生徒数の減少等に伴い、部活動数の少ない国田義務教育学校及び飯富中学校を対象に、昨年度から児童生徒、保護者を対象にアンケート調査を実施するとともに、説明会を開催し、準備を進めてまいりましたが、現時点において、活用する生徒がいない状況にございます。

今後におきましては、学校間の移動手段や活動時間などの課題を整理し、希望する部活動に参加できる環境づくりに努めてまいります。

**一般質問**

質問者：魁，水戸 袴塚 孝雄

答弁者：教育部長

**1 市長の政治姿勢について**

**(1) 幼保一元化に向けた進捗について**

質問内容：認定こども園について

担当課：幼児教育課

**【質問要旨】**

少子化社会における教育・保育施策として、多様な保護者ニーズに対応できる幼稚園と保育所を一元化した市立認定こども園の設置が望まれるが、本市の設置状況と今後の見通しについて伺いたい。

**【答弁要旨】**

袴塚議員の一般質問のうち、幼保一元化に向けた進捗についてお答えいたします。

**本市では**、共働き世帯の増加に伴う保育需要の増大や、令和元年10月から実施された、3歳児以上を対象とする「幼児教育・保育の無償化」などにより、保育所や認定こども園への入園希望者が増加する一方、4・5歳児を対象とする市立幼稚園への入園希望者が減少しております。

さらには、保育所待機児童の解消に向け整備を進めてきた、3歳未満児を対象とした、小規模保育施設の卒園児の受け皿確保等の課題もあることから、保護者、子育て支援団体、幼児教育・保育施設の関係者等で組織した「水戸市立幼稚園・保育所あり方検討会」からいただいた提言や、議会からの御提案を踏まえ、**子どもたちの集団保育による学びの観点や、保育ニーズ等の動向を捉え、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ、認定こども園への移行を柱とした、市立幼稚園の再編方針を策定したところ**でございます。

この方針に基づき、令和2年4月には、稲荷第一幼稚園・常澄保育所並びに内原幼稚園・内原保育所を、幼保連携型認定こども園に移行するとともに、本年4月には、石川幼稚園を、3・4・5歳児を対象とし、保護者の就労状況に関わりなく、教育・保育を一体的に行う幼稚園型認定こども園に移行したところでございます。

認定こども園の設置に際しましては、職員の役割が極めて重要であることから、本市では、令和2年3月に、子どもたちの年齢や発達段階に応じた教育・保育のねらいや、援助のポイント等を踏まえた、幼保共通の「教育・保育カリキュラム」を改訂し、活用を図るとともに、幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育所の枠を超え、相互に研修し、力量を高めるなど、職員の資質向上にも努めております。

また、この方針では、令和4年4月を目途に、常磐幼稚園及び浜田幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行することとしており、現在、定員の設定や給食の実施方法などについて検討を進めているところでございます。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでございますので、今後におきましても、より質の高い教育・保育環境が提供できるよう努めてまいります。

## その他（2）

### 夏休み子どもミュージアム 「妖怪参上！」の開催について

#### 1 概要

妖怪は、日本で伝承される民間信仰において、人間の理解を超える奇怪で異常な現象、あるいはそれらを起こす不可思議な力を持つ非日常的・非科学的な存在のことをさし、妖（あやかし）又は物の怪（もののけ）、魔物とも呼ばれます。

その中でも、生活道具が古くなって捨てられ、妖怪に姿を変えた「つくも神」は、妖怪となっても、かつての道具を引きずっており、その姿は、どこかユーモラスです。

今回の展覧会では、古道具の妖怪である「つくも神」に加えて、全国で見られる妖怪や、水戸の妖怪である「那珂川の河童（河童の御登城）」の登城行列人形や、江戸時代に鹿島灘の海岸に漂着したといわれる「うつろ舟」のレプリカも展示し、妖怪の多様な世界を御紹介します。

#### 2 会期

令和3年7月21日（水）～8月26日（木）

※月曜日休館（ただし8月2日は開館）

#### 3 会場

水戸市立博物館（水戸市大町3-3-20） 4階展示室

#### 4 主な展示資料

古道具の妖怪「つくも神」、「那珂川の河童」等

#### 5 入場料

無料

#### 6 主な関連行事

工作ワークショップ

○森の妖怪出現

日時：7月24日（土）、8月22日（日）各日2回（午前10時、午後1時）

定員：親子ペア10組（子どもは4歳～小学6年生）

○ゴム銃で妖怪をねらえ！

日時：7月25日（日）、8月7日（土）各日1回（午前10時）

定員：親子ペア10組（子どもは4歳～小学6年生）

※その他イベントの詳細は、別添チラシ参照。

我々は河童でござる！三大妖怪の一つにも数えられくエッペン!!>、超有名人だぞー。いつもは川の中に潜んでいて、時に泳いでいる人を水の中に引きずりこむいたずらをするもんで、人間たちから怖がられておる。今回は、那珂川にすむ我々が、一年に一度の晴れ姿ー水戸城に行きお殿様にお会いするというファンタジックなお話を紹介するぞ。すごいであろう！

河童さん  
ババァン。

夏の妖怪まつり  
8月8日

この夏、水戸市立博物館にたくさんの妖怪が大集結

うつろ舟

江戸時代後期に茨城県沖に出没したといわれる「うつろ舟」。舟といっても、どんぶりに蓋を閉めたような奇妙な形。異国人かと思われるきれいな女性(私!)が乗っているの。こんな美人を瓦版がほっとかなくて、有名になったのよ♪。うつろ舟はUFOなのか、はたまた救命ボートなのか、いまだに結論が出ていないわ。展示場で、ぜひお会いしましょう。

そのほかにも、たくさんの妖怪たちが登場するので、4F展示室に会いに来てね!



夏休み子どもミュージアム  
ようかい さんじょう!

# 妖怪参上!

つくも神ですよ!!

ぼくたち、もともとはみんなが使っていた道具。古くなって、役に立たないと捨てられて、妖怪になったのだ!! 道具の形を引きずって、ユーモラスで憎めないなんていわれているけど、人から簡単に捨てられてしまったことが悔しい~(泣) 博物館には仲間が大勢いるんだ! みんなこの夏の展覧会への登場を手ぐすね引いて待っているよ!!

令和3年

7月21日(水) ~ 8月26日(木)

休館日/月曜日(8月2日(月)は開館)・開館時間 9:30~16:45

水戸市立博物館

水戸市大町 3-3-20 ☎029-226-6521

無料

土日・祝日は  
入館予約  
が必要です!!  
WEBから予約をお願いします  
コチラから

※平日は予約不要です

今回の展覧会では、古道具の妖怪である「つくも神」に加えて、全国で見られる妖怪や水戸固有の妖怪である「なかがわ那珂川の河童（河童の御登城）」の登城行列人形や江戸時代に鹿島灘の海岸に漂着したといわれる「かっぱうつろ舟」のレプリカも展示し、妖怪の多様な世界をご紹介します。



## うつろ舟

江戸時代後期のこと。茨城県南部の鹿島灘の海岸に、円形の不思議な物体が流れ着きました。円盤型の乗り物は幅5.5メートルで、上部には硝子製の窓が3つ付いていたといわれています。



妖怪シール2種、河童とうつろ舟



## 関連イベント

(すべて無料、事前申し込みが必要)  
★申し込みは電話のみ 9:00～受付開始



### ●印：工作ワークショップ

各日 10:00～11:30、13:00～14:30 於視聴覚室  
各回親子ペア 10組限定(親子1名、子どもは4歳～小学生以下)

### ●7月24日(土) 森の妖怪出現!

(大城繁雄氏) 電話申し込み:7/15(木)

### ●7月25日(日) ゴム銃で妖怪をねえ!

(本間久廣氏・高村晴幸氏) 電話申し込み:7/16(金)

### 7月31日(土)

### 仰天!! 天狗になった少年寅吉のお話とアニメーション

(小林萌里氏・高橋協子氏)  
電話申し込み:7/20(火)  
於2F展示室 11:00～12:30のみ 30名

### ●8月1日(日) 貝殻水族館

(堤 徳郎氏) 電話申し込み:7/21(水)

### ●8月7日(土) ゴム銃で妖怪をねえ!

(本間久廣氏・高村晴幸氏)

### 8月8日(日) ワッシュイ! 夏の妖怪まつりだよ!

午前 10:30～12:00、午後 14:00～15:30  
各回 30名限定、於2F展示室、電話申し込み:7/29(木)

アニソンメドレー (小林萌里氏、安良岡平氏、大柴 拓氏)  
夏のこわーいお話 (小松崎美恵子氏)  
歌って踊るバルーンパフォーマンス (MIHARU氏)

### 8月14日(土)

### 仰天!! 天狗になった少年寅吉のお話とアニメーション

(小林萌里氏・高橋協子氏)  
於2F展示室 11:00～12:30、14:00～15:30 各回 30名

### ●8月21日(土) 貝殻水族館 (堤 徳郎氏)

### ●8月22日(日) 森の妖怪出現! (大城繁雄氏)

### 会場内のワークショップ (無料)

ミニアマビエちゃん・笑うドクロ制作他・妖怪クイズ・妖怪天気予報他

### 会場内のつくも神道具体験 (無料)

薬研・太鼓・ダイヤル式黒電話・石臼 他 (予定)

天狗/烏天狗/仙人キャラクターデザイン: 大柴拓氏

妖怪さまから  
来場者の子供たちへのプレゼント!  
妖怪クイズやワークショップなどを  
体験したちびっ子(小学生以下)に  
さしあげちゃいます。  
1日に1回限り、小学生以下の  
来場した子供のみ  
なくなり次第終了!



## 那珂川の河童 (河童の御登城)

旧暦7月1日は、那珂川にすむ河童たちが大杉山の坂(現 三の丸)を上って水戸城へ参上する日で、「河童の御登城日」と呼ばれていました。

人形制作: 上村紀代子氏・花工房のみなさん



おことわり▶新型コロナウイルスの感染状況により、予告なく催事内容が中止または変更になる場合があります。

お願い▶入館時にはマスクの着用をお願いします。入館時に検温と手指の消毒、氏名・連絡先のご記入をお願いします。新型コロナウイルス感染症予防のため入場制限をお願いする場合があります。



## 水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町 3-3-20

tel.029-226-6521



みとしかく 検索

### JR・バス

▶JR 水戸駅から大工町方面行きバスで南町三丁目下車、常陸太田方面へ徒歩 10分

### クルマ

▶常磐自動車道水戸インターまたは那珂インターより水戸方面へ 20分

▶常磐自動車道水戸北スマートインターより水戸方面へ 10分

### 駐車場

▶約 20 台 (無料・中央図書館と共用) 満車の場合は周辺駐車場 (有料) をご利用ください



### 交通案内



## 次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和3年7月1日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
第8回教育委員会定例会	令和3年8月5日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 4階 中会議室4	
第9回教育委員会定例会	令和3年8月19日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 4階 中会議室4	
<b>第10回教育委員会定例会</b>	<b>令和3年10月7日（木） 午後5時から</b>	<b>市役所本庁舎 4階 中会議室4</b>	

※ゴシック体は、追加日程です。